

議案第 9 2 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年 10 月 3 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「、第 20 条の 2 並びに第 21 条」を「及び第 20 条の 2」に改め、「、給与条例第 21 条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と」を削る。

(松阪市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 松阪市職員の分限に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(松阪市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 松阪市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「月額」の次に「(法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、松阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和●年松阪市条例第●号）第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定による報酬の額）」を加える。

(松阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 4 条 松阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 300 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

(松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年松阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（松阪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 松阪市職員の育児休業等に関する条例（平成17年松阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第20条の表第21条の項を削る。

第23条第2項中「非常勤職員が」を「会計年度任用職員が」に改め、「月額」の次に「又は日額」を加え、「非常勤職員は非常勤職員取扱条例第6条第3項に規定する」を「会計年度任用職員は規則に定める」に改める。

（松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 松阪市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成17年松阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「（昭和25年法律第261号）第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改め、「委員会の」の次に「非常勤の」を加える。

別表中第120号を削り、第121号を第120号とし、第122号から第131号までを1号ずつ繰り上げる。

（松阪市職員の給与に関する条例の一部改正）

第9条 松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（現業職員を除く。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（法第22条の2第1項に掲げる職員、法第57条に規定する単純な労

務に雇用される者及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号の職員を除く。）をいう。

第 12 条第 2 項中「100 分の 75」を「100 分の 50」に改める。

第 21 条の見出し中「臨時又は非常勤職員」を「臨時的に任用された職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤職員その他任命権者が指定する者（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「臨時的に任用された職員」に改める。

（松阪市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 10 条 松阪市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「準用せられる」を「準用される」に、「第 38 条第 3 項」を「第 38 条第 4 項」に改め、「第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を、「職員」の次に「（以下「現業職員」という。）」を加える。

第 2 条の見出し中「及び基準」を削り、同条第 1 項を次のように改める。

現業職員で常時勤務を要するもの及び法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらの者を「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

第 2 条に次の 3 項を加える。

- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。
- 3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当とする。

第 3 条を第 6 条とし、第 2 条の次に次の 3 条を加える。

（給与の基準）

第 3 条 職員の給与の額は、松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）に規定する職員の給与の額を基準とし、職務の実態を考慮して規則で定める。

（臨時的に任用された職員の給与）

第 4 条 現業職員で臨時的に任用されたものの給与については、職員との給与の均衡を考慮して市長が定める。

（会計年度任用職員の給与）

第 5 条 現業職員で法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員であるものの給与については、職員との均衡、その職務の特殊性等を考慮して市長が定め

る。

(松阪市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 11 条 松阪市職員の旅費に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「松阪市職員等」を「公務のために旅行する一般職の職員（松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）第 2 条に規定する職員及び松阪市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 61 号）第 1 条に規定する現業職員。以下これらの者を「職員」という。）及び職員以外の者」に改め、「及び費用弁償」を削る。

第 3 条の見出し中「及び費用弁償」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、同条第 5 項中「当該職員」を「その者」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とし、同条第 8 項中「第 6 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とする。

第 4 条第 1 項第 1 号中「から第 3 項まで」を「及び第 2 項」に改め、同項第 2 号中「前条第 5 項」を「前条第 4 項」に改める。

第 6 条の見出し及び同条第 1 項中「及び費用弁償」を削る。

第 7 条の見出し中「及び費用弁償」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 9 条中「第 3 条第 4 項第 1 号」を「第 3 条第 3 項第 1 号」に改める。

第 10 条第 1 項中「第 3 条第 4 項第 2 号」を「第 3 条第 3 項第 2 号」に改める。

第 11 条中「第 3 条第 5 項」を「第 3 条第 4 項」に改める。

第 18 条第 4 項中「第 2 項及び前項」を「前 2 項」に改める。

(松阪市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 12 条 松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第 4 条中 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 5 条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに 25 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。

附則に次の 1 項を加える。

10 第 2 条第 2 項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて 6 月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の 100 分の 50 に相当する金額とする。

(松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 13 条 松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 285 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「要するもの」の次に「及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項の規定する短時間勤務の職を占める職員」を、「以下」の次に「これらの者を」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当とする。

第 18 条第 2 項第 1 号中「(昭和 25 年法律第 261 号)」を削る。

本則に次の 3 条を加える。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第 21 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(臨時的に任用された職員の給与)

第 22 条 職員で臨時的に任用されたものの給与については、職員との給与の均衡を考慮して管理者が定める。

(会計年度任用職員の給与)

第 23 条 上下水道企業職員で地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員であるものの給与については、職員との均衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。

(松阪市非常勤職員の取扱いに関する条例等の廃止)

第 14 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 松阪市非常勤職員の取扱いに関する条例（平成 17 年松阪市条例第 38 号）
- (2) 松阪市語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 62 号）
- (3) 松阪市国際交流活動等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 296 号）

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。